

第14次 埼玉県鳥獣保護管理事業計画の策定について

資料3
みどり自然課

位置づけ・計画期間

鳥獣の保護及び管理を図る事業を実施するため、

- ・鳥獣保護管理事業計画
- ・第二種特定鳥獣管理計画 を策定

計画期間: 令和9年度～令和13年度(5年間)
(ツキノワグマのみR9.1.1～R14.3.31)

鳥獣の管理に関すること

- ツキノワグマ(新規)
- ニホンジカ(改定)
- イノシシ(改定)

第二種特定鳥獣
管理計画の策定

担い手育成にも言及

鳥獣の生息環境の保護・整備に関すること

- 鳥獣保護区の指定(指定期間:10年。随時更新)
鳥獣保護を目的に狩猟を禁止。県土の約8%。
- 特別保護地区の指定(指定期間:10年。随時更新)
鳥獣やその生息地保護を目的に狩猟を禁止。建築や樹木伐採を制限。

法令・計画等の関係

国

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針
(鳥獣保護管理法第3条に基づく指針。鳥獣保護管理事業計画において定めるべき事項等を規定)

埼玉県

鳥獣保護管理事業計画 (鳥獣保護管理法第4条)

鳥獣の管理に係る個別計画

第二種特定鳥獣管理計画(ツキノワグマ) (鳥獣保護管理法第7条の2)

第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ) (鳥獣保護管理法第7条の2)

第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ) (鳥獣保護管理法第7条の2)

感染症への対応

- 人獣共通感染症への対応 (ワンヘルス・アプローチ)
関係部所間の連携を深め、感染症が発生した場合の連携体制の構築、県民・事業者への日頃からの普及啓発を実施。

普及啓発

- 鳥獣保護思想の普及
県民に対し、探鳥会など自然観察会を実施するとともに、特定外来生物に関する情報を提供。

(新規) 第二種特定鳥獣管理計画 (ツキノワグマ) の概要 (案)

みどり自然課

目的

- 人とツキノワグマとの軋轢を解消し、棲み分けできることを目的に、**個体数を管理し、人身被害の発生防止**を目指す。

計画期間

- 計画期間: R9.1.1～R14.3.31

現状

- 推定個体数

単位:頭

	2008年度	2011年度	2014年度	2016年度	2020年度	2025年度
推定個体数	48～52	77～90	84～98	98～115	150～176	295～690

※2020年度(令和2年度)まではクマ棚法、2025年度(令和7年度)はカメラトラップ法で計測し推定

- 出没件数

単位:頭

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R8	4	17	27	25									73
R7	10	12	18	14	13	9	44	30	13	4	3	2	172
R6	2	7	16	25	24	7	8	7	4	1	3	4	108
R5	8	6	14	17	16	17	20	25	11	7	1	2	144
R4	4	4	16	6	15	5	6	8	3	3	6	2	78

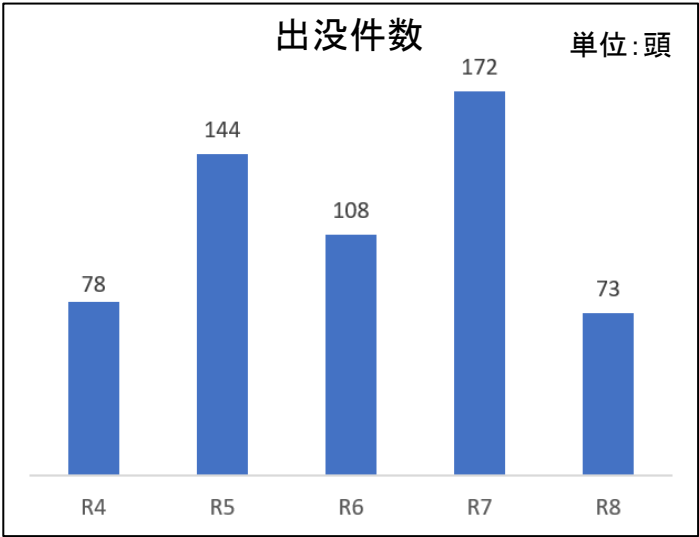
※R8は7/24時点の速報値

- 捕獲頭数

単位:頭

年度	R3	R4	R5	R6	R7
有害許可捕獲	6	9	19	20	22

※R7は速報値



1 個体数管理

現在:452頭
(R7)

- 最初の2年間は、毎年**45頭**捕獲
- 3年目以降、年**40頭**捕獲

※中間年度(令和11年度)を目途に、計画見直し「ローリング」を実施

目標
R13年度末:**448頭**

2 個体数管理に関する主な取組

- 出没件数が多いものの人身被害が発生していない現状を踏まえ、県による**管理捕獲**や市町村による**有害許可捕獲**、**警職法・緊急銃猟**による捕獲を行い、令和7年度末の推定個体数(452頭)を、5年後の令和13年度末に若干下回る個体数(448頭)となることを目指す。
- また、県は市町村とともに、緩衝地域の設置などの**ゾーニング管理**を上記捕獲と併せて進めることで、個体数の管理を総合的に行っていく。そのためにも、県や市町村は、**県警、猟友会など関係機関との連携を一層深める**。
- 県は狩猟者養成訓練の中でクマ猟が対応できる者を養成する。
- 県は、国や近隣都県と連携し、共同して生息状況調査の実施や訓練の実施などを検討していく。
- 県は、効率的かつ安全な捕獲に向け、AIカメラやドローンなどの先進技術の導入について、学識経験者の意見も伺い検討する。
- 県民・事業者は、行政からのクマに出会わない、近寄らせないなどの注意喚起を踏まえ行動する。

3 ゾーニング管理

- 国ガイドラインでは、県及び市町村が所管する区域を「排除地域」、「管理強化地域」、「緩衝地域」、「コア生息地」の4地域に区分するよう規定（国は作成支援ツールを開発）。
- 県及び市町村は、地域の実情に応じてゾーニング区分を設定し、2030年度中に区分に応じたクマ対策を行う。
- 県は、市町村が所管する区域のゾーニングが設定されるよう支援する。

（国によるゾーニング区分）

区分名称	設定目的	定義
排除地域	人身被害や深刻な経済的損失を未然に防止する。	人の安全や生産活動を最優先させる地域（市街地、集落、農地等）。
管理強化地域	クマの定着や排除地域への侵入を未然に防止する。	緩衝地域のうち、人の生活圏に近接し、排除地域への侵入リスクが高い地域。
緩衝地域	人間活動と生息の両立を図り、人の日常生活圏への出没を抑制する。	コア生息地と生活圏の間に位置する里山や林縁部等の地域。
コア生息地	良好な生息環境を保全し、地域個体群の安定維持を図る。	人の活動がほとんどなく、健全な個体群の維持に不可欠な奥山や鳥獣保護区域等の地域。

第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）の概要（案）

みどり自然課

（参考）年間増加頭数を**38.4頭***と仮定し、計画当初2年間**45頭**捕獲した場合の推定個体数の将来予測

年度	年度当初個体数	捕獲頭数	年度末個体数	単位:頭
令和7年度(実績)	476	24 ※	452	
令和8年度	490	24 ※	466	
令和9年度	505	45	460	
令和10年度	498	45	453	
令和11年度	492	40	452	
令和12年度	490	40	450	
令和13年度	488	40	448	
令和14年度	487	40	447	
令和15年度	485	40	445	
令和16年度	484	40	444	
令和17年度	482	40	442	
令和18年度	480	40	440	

* 平成28年度調査から令和7年度調査までの本県の平均増加頭数(頭/年)。

※ 令和7年度、8年度の捕獲数は令和7年度実績を用いる。

現状

- 狩猟者による捕獲及び市町村による有害鳥獣許可捕獲により、**毎年度500～1,500頭**を捕獲し、計画で掲げた捕獲目標数を達成したが、**推定個体数の目標は未達成**。

策定時：
2,400頭
(R1)

計画期間での捕獲頭数
1,393頭／年(R4-R6)

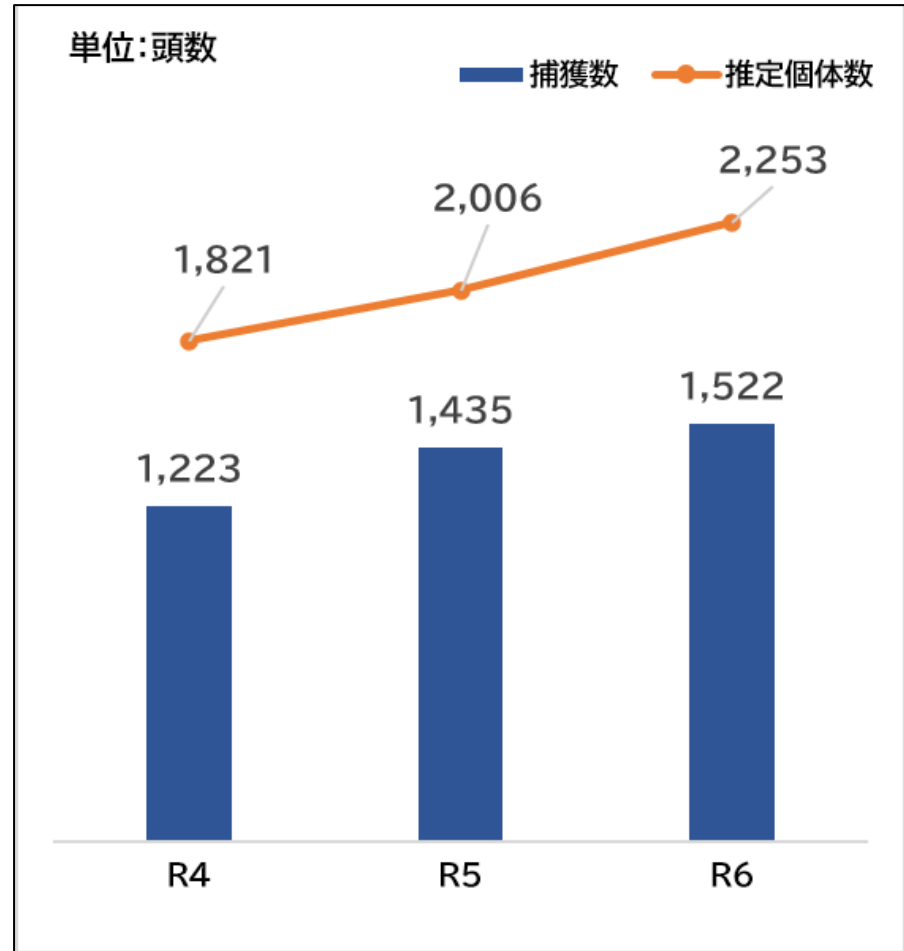
現在：
2,253頭
(R6)

推定個体数目標 **1,114頭**
(H23年度の半減値)

- これは、計画策定時に豚熱の影響で個体数が大幅に減少したことを前提に捕獲目標を低めに設定したこと及びイノシシの想定以上の高い繁殖率によるものと分析。

依然、生息頭数は多く、生息密度は高いままであり、人身被害や農業被害は避けられない状況であるため、引き続きイノシシについて第二種特定鳥獣保護管理計画を策定し、管理していく。

捕獲数と推定個体数の推移(計画期間内)



目的・目標

- 人とイノシシとの軋轢を解消することを通じて、生物多様性の確保と生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とし、**個体数を減少**させ、**農業被害及び人身被害発生の防止**を目指す。

計画期間

- 計画期間: R9.4.1～R14.3.31

個体数管理

現在: 2,253頭
(R6)

- 最初の2年間は捕獲圧を強め、毎年**2,100頭**捕獲
(現計画から**600頭増加**)
3年目以降、計画目標を踏まえ捕獲頭数を調整

目標
R13年度末: **1,114頭**
(H23個体数の半減)
※環境省目標

※中間年度(令和11年度)を目途に、計画見直し「ローリング」を実施

個体数管理に関する取組

- 狩猟者による捕獲、市町村による有害鳥獣許可捕獲のほか、東部地域や比企地域など、生息密度が高い区域を中心に、**新たに県による指定管理鳥獣等捕獲事業を実施**する。
- 県は東部地域における新たなドローンでの生息域把握を踏まえたワナ設置や、渡良瀬遊水地イノシシ対策プロジェクト会議等で得た知見を、県内他市町村に情報共有し、横展開を図る。
- 県民・事業者は、農業被害低減に向け、藪などの刈払いや防護柵を設置する(行政への情報提供・施策協力)。

ドローンでの生息域把握



第4次 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の改定について みどり自然課

(参考)計画当初2年間2,100頭捕獲した場合の推定個体数の将来予測

単位:頭

年度	年度当初個体数	捕獲目標頭数	年度末個体数
令和6年度	3,775	1,522	2,253
令和7年度	4,030	1,618	2,412
令和8年度	4,296	1,706	2,590
令和9年度	4,645	2,100	2,545
令和10年度	4,477	2,100	2,377
令和11年度	4,199	2,000	2,199
令和12年度	3,750	2,000	1,750
令和13年度	3,009	2,000	1,009

第3次計画の評価

- 狩猟者による捕獲、市町村による有害鳥獣許可捕獲、県による指定管理鳥獣等捕獲事業により、**毎年度4,000頭以上捕獲**し、個体数管理に取り組み、個体数の減少トレンドとなっているが、**推定個体数の目標は未達成**。

策定時：
15,421頭
(R1)

計画期間での捕獲頭数
4,455頭／年(R4-R6)

現在：
11,690頭
(R6)

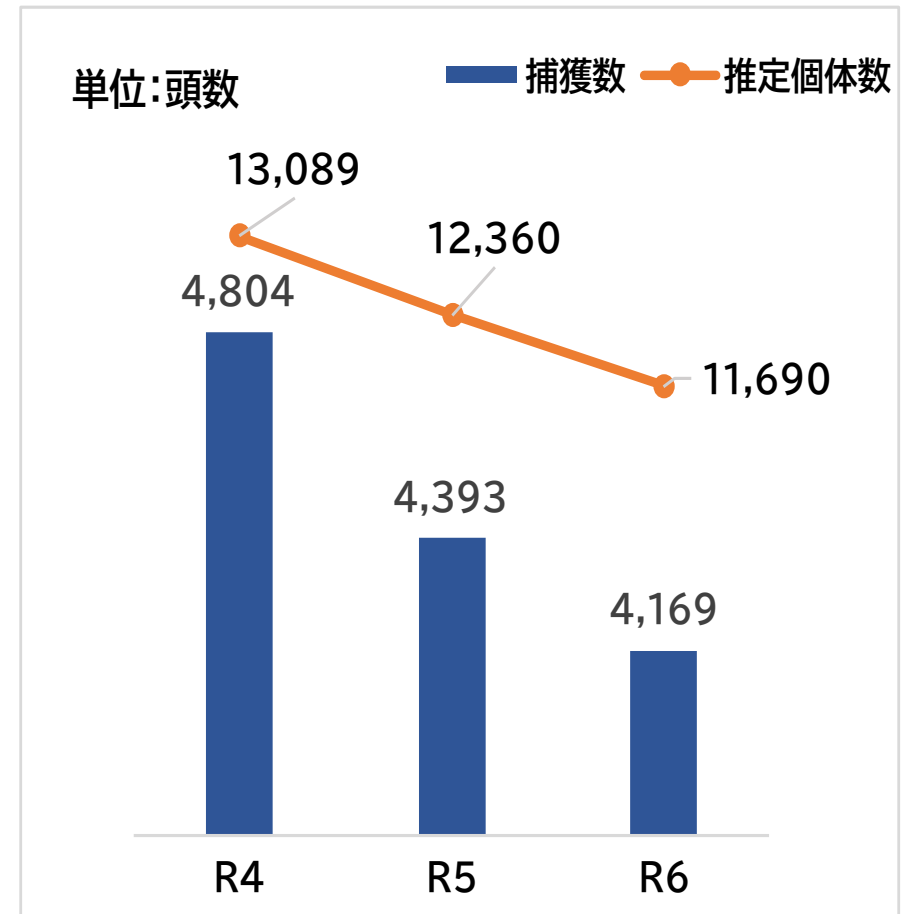
推定個体数目標 **4,407頭**
(H23年度の半減値)

- これは、個体数目標の達成に必要な捕獲目標数の設定が低かったこと及び計画策定時における推定個体数を過少に見積もっていた(13,217頭)ことによると分析。



依然、生息頭数は多く、生息密度は高いままであり、農林業被害や生態系への影響は避けられない状況であるため、引き続き、ニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画を策定し、管理していく。

捕獲数、推定個体数の推移(計画期間内)



第4次 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の概要（案） みどり自然課

目的・目標

- 人とニホンジカの軋轢を解消することを通じて、生物多様性の確保や農林業の健全な発展に寄与することを目的とし、個体数の減少傾向を加速させ、**農林業被害や植生など生態系に対する被害発生の防止**を目指す。

計画期間

- 計画期間: R9.4.1～R14.3.31

個体数管理

現在: 11,690頭
(R6)

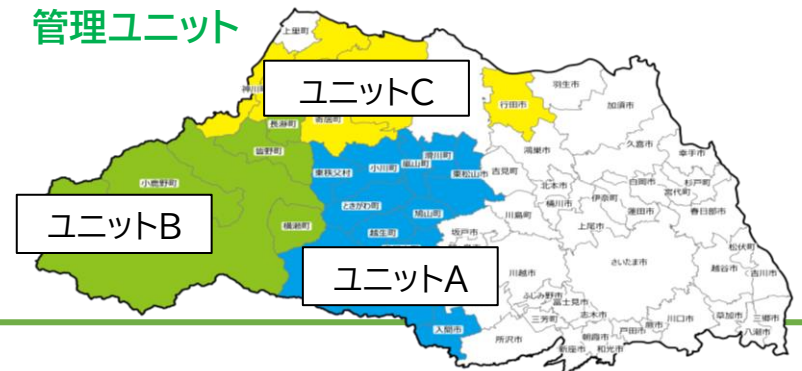
- 最初の2年間は捕獲圧を強め、毎年**4,500頭**捕獲
(現計画から**500頭増加**)
3年目以降、計画目標を踏まえ捕獲頭数を調整

目標
R13年度末: **4,407頭**
(H23個体数の半減)
※環境省目標

※中間年度(令和11年度)を目途に、計画見直し「ローリング」を実施

個体数管理に関する取組

- 捕獲目標の頭数を達成できるよう、市町村による有害許可捕獲とともに、県としても主体的に管理捕獲を実施
- 23市町村を管理区域とし、3ユニットに区分し地域の実態に即して県・市町村にて捕獲を実施。
- 特に**ユニットC**は、**生息密度が増加傾向**にあるため、県による**管理捕獲を新たに実施し対策を強化**する。
- 県民・事業者は、農林業被害低減に向け、電気柵や防鹿柵を設置する(行政への情報提供・施策協力)。



第4次 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の改定について みどり自然課

（参考）計画当初2年間**4,500頭**捕獲した場合の推定個体数の将来予測

単位:頭

年度	年度当初個体数	捕獲目標頭数	年度末個体数
令和6年度(実績)	15,859	4,169	11,690
令和7年度	15,030	3,949	11,081
令和8年度	14,279	3,747	10,532
令和9年度	13,622	4,500	9,122
令和10年度	11,785	4,500	7,285
令和11年度	9,478	3,500	5,978
令和12年度	7,798	3,000	4,798
令和13年度	6,271	2,000	4,271